広島市老人福祉センター指定管理者候補者の公募要綱

1　施設の概要

⑴　施設名及び所在地
　広島市中央老人福祉センターほか２広島市老人福祉センター　　広島市中区西白島町２４番３６号ほか(別表参照)
　別表に示す、３指定単位。１指定単位ごとにそれぞれ指定管理者候補者の募集を行う。

⑵　設置目的
　老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とする。

⑶　事業内容
ア　広島市中央老人福祉センター
　(ｱ)　生活相談、健康相談等の各種の相談に応ずること。
　(ｲ)　生業及び就労の指導を行うこと。
　(ｳ)　機能回復訓練を行うこと。
　(ｴ)　教養の向上及びレクリエーション等のための事業を行うこと。
　(ｵ)　老人及び老人団体の自主活動のために必要な場を提供すること。
イ　広島市東雲及び南観音老人福祉センター
　(ｱ)　生活相談、健康相談等の各種の相談に応ずること。
　(ｲ)　教養の向上及びレクリエーション等のための事業を行うこと。
　(ｳ)　老人及び老人団体の自主活動のために必要な場を提供すること。

⑷　現在の指定管理者
　別表参照

2　募集の概要

⑴　募集期間
　令和３年７月１５日～令和３年９月３０日

⑵　指定期間
　令和４年４月１日～令和９年３月３１日

⑶　管理の基準
ア　休館日
　(ｱ)　火曜日
　(ｲ)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（敬老の日を除く。）
　(ｳ)　８月６日及び１２月２９日から翌年１月３日まで
イ　開館時間　　午前９時から午後５時まで
ウ　特記事項
　申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。

⑷　業務の内容等
ア　各老人福祉センターの事業の実施に関すること。
イ　各老人福祉センターの使用の許可に関すること。（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）
ウ　各老人福祉センターへの入場の制限に関すること。
エ　各老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
オ　その他市長が定める業務
カ　特記事項
　(ｱ)　使用料の収納事務を委託する。
　(ｲ)　申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
　(ｳ)　避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
　(ｴ)　管理者変更に伴う引継業務等
　　ａ　引継期間　令和４年１月中旬～令和４年３月３１日
　　ｂ　引継業務　業務内容、使用許可等
　　ｃ　指定管理者に指定された団体の引継に係る人件費等の経費は、当該指定管理者に指定された団体の負担とする。
　　ｄ　指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等の引継を行う。

⑸　配置人員
ア　(ｱ)　中央老人福祉センター　　３人を標準とする。
　(ｲ)　東雲及び南観音老人福祉センター　　１人を標準とする。
イ　防火管理者等の配置
　配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者１人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。

⑹　指定管理料の上限額（５年間分）

別表参照

なお、指定期間中に消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

⑺　指定管理料の支払方法

ア　指定管理料は、原則、前金払とする。

なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。

イ　支払は、毎月払とする。

⑻　評価基準

ア　欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

(ｱ)　広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

(ｲ)　広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

(ｳ)　労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

(ｴ)　障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

(ｵ)　広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から２年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ　評価項目・配点

評　価　項　目	配　点
【市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ①　利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ②　障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。	５点
【施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ①　老人福祉センターの管理運営に係る基本方針が明確であって、基本方針や各々の事業の内容が当該センターの設置目的に沿ったものになっているか。 ②　事業の内容が老人福祉センターの設置目的を効果的に達成するものとなっているか。 ③　管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ④　利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。	４０点
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ①　団体の経営は安定しているか。 ②　市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③　個人情報等の管理体制は適正か。 ④　緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤　サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	２５点
【地域の実情に適合した事業を行う能力を有していること。】 〔評価のポイント〕 ①　近隣地域の高齢者及び高齢者団体等の福祉活動・文化活動等に関するニーズを的確に把握しているか。（又は、把握する方策が検討されているか。） ②　①のニーズに対応した事業が計画されているか。 ③　他の施設や団体等との共催企画など、地域に開かれた取り組みを計画しているか。	２０点
【管理経費の縮減】 ①　提案額が上限額を超える場合は、０点とする。 ②　提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは０点とし、適正に履行されると認められるときは満点（１０点）とする。 ③　上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が１未満の場合は１点とする。 〔算式〕 $\left\{ \frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 10\text{点} \right\}$　小数点第２位を四捨五入	１０点
計	100 点

※　上記評価項目のうちいずれか１項目に「０点」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ　加点減点項目・配点

【障害者雇用率の達成】
① 障害者雇用率が２．３％を超えて３．４５％未満の場合は４点加点
② 障害者雇用率が３．４５％以上で４．６％未満の場合は７点加点
③ 障害者雇用率が４．６％以上の場合は１０点加点
④ 過去２年度分の障害者雇用納付金を１年度分でも滞納していた場合は２点減点

公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.3%→2.6%」「3.45%→3.9%」「4.6%→5.2%」と読み替える。

【環境問題への配慮】
ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション２１を取得している場合は５点加点

【男女共同参画・子育て支援の推進】
① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は３点減点
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は２点加点
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は３点減点
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は２点加点

【地域貢献度】
① 広島市内に、本店がある場合は４点、本店がなく支店がある場合は２点、その他事業所等がある場合は１点を加点する。
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、８割以上の場合は３点、５割以上で８割未満の場合は２点、２割以上で５割未満の場合は１点を加点する。

上記の項目の合計得点に 0.5 を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。

※　ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は１社でも当該項目に該当する場合に減点する。

※　【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。

⑼　更新制について（指定期間の延長について）

年度終了後実施する「指定管理者の業務実施状況の評価」の評価結果が指定期間（５年間）の１年目より３年連続して高評価（Ｓ又はA）となった場合で、指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合には、１度に限り、非公募による指定管理者候補者の選定を可能とする（通算の指定期間は最長１０年間）。

⑽　業務実施状況評価が低評価である場合のペナルティについて

指定期間の１年目より３年目までの間に、２年連続して業務実施状況評価が低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者候補者の公募に対する応募資格を与えないものとする。更新制の適用により、指定期間を延長した場合は、４年目から８年目までの間に２年連続して、業務実施状況評価が低評価（C又はD）となった場合は、更新後の次期指定管理者候補者の公募に対する応募資格を与えないものとする。

〈別表〉

施設名（指定単位ごと）	施設数	所在地	現在の指定管理者	指定管理料の上限額（５年間分）
広島市中央老人福祉センター	1	広島市中区西白島町２４番３６号	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	３億１，５１６万１千円
広島市東雲老人福祉センター	1	広島市南区東雲三丁目１６番３２号	テルウェル西日本株式会社	３，４２３万９千円
広島市南観音老人福祉センター	1	広島市西区南観音七丁目５番８号	三栄パブリックサービス株式会社	３，６３９万２千円